

インフルエンザ流行警報発令にあたっての 県民の皆様へのメッセージ

本日、県ではインフルエンザ流行警報を発令いたしました。

県民の皆様におかれましては、以下についてご理解とご協力をお願いいたします。今後も正確な情報に基づく冷静な対応をお願いいたします。

1 医療機関の受診について

今後、さらに、医療機関を受診する患者さんが増加することが見込まれますので、次のことにご協力ください。なお、流行の拡大状況により、各 地域において休日夜間急患センターの診療時間延長など診療体制の拡充に取り組んでいますので、詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

- 総合病院や救急病院に患者さんが集中すると、病院機能が麻痺し、他 のご病気などで緊急的な治療が必要な方への対応が困難になるおそれ がありますので、できるだけお近くのかかりつけ医などを受診してく ださい。
- 受診の際は、事前に医療機関に電話連絡し、マスクをしてお出かけく ださい。
- 休日や夜間に発症した場合は、症状が比較的軽ければ、必ずしもすぐ に医療機関を受診する必要はありませんが、お子さんや基礎疾患をお 持ちの方などについては全国ではまれに重症化している事例が報告さ れていますので、症状の変化に気をつけましょう。
- 日頃からかかったときの対応についてかかりつけ医にご相談ください。

2 新型インフルエンザワクチンについて

新型インフルエンザワクチンについては、全体としては必要量が確保される見通しですので、次のことをご理解のうえ、適切な対応をお願いします。

- お子さん（1歳～小学校3年生）への接種については、12月上旬か ら開始できるよう調整を進めておりますが、ワクチンは段階的に製造 され、順次供給されるため、一時的に予約・接種をお待ちいただく場 合があります。
- ワクチン接種は予約制となっています。予約の重複は避けてください。
- ワクチン接種は、重症化の予防に一定の効果が期待されていますが、 インフルエンザにかからないわけではなく、副反応などのリスクがあ ることをご理解のうえ、接種のご判断をお願いします。

平成21年11月17日
群馬県新型インフルエンザ対策本部